

専任特例 2 号による専任義務の緩和措置について

令和 2 年 10 月 1 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施工令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正に伴い、専任特例 2 号による監理技術者の専任義務の緩和を実施します。

1 監理技術者の専任義務の緩和について

専任特例 2 号による監理技術者は、監理技術者を補佐する者（以下、監理技術者補佐という）を配置する場合、2 件の工事現場を兼任することができます。なお、当該監理技術者が兼任できる工事は、建築一式工事にあつては予定価格 2 億円以下、その他工事にあつては予定価格 3 億円以下（応急処理等は除く）とします。また、監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者としてします。

2 手続の流れ

落札候補者は、「配置予定技術者・現場代理人調書」に併せて、「監理技術者補佐配置届」、監理技術者補佐の資格を証明する書類及び雇用の確認ができる書類を提出してください。また、やむを得ず監理技術者補佐を変更する場合は「現場代理人等変更届」及び「監理技術者補佐配置届」を提出してください。

3 留意事項

- (1) 受注者は、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることが無いよう、より一層配慮してください。
- (2) 施工管理体制が不十分と判断した場合は、市は兼任配置を解除します。

附 則

この措置は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。